

作成日 2024 年 8 月 13 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2024-1-471

課題名 : セレノプロテイン P の癌における発現意義に関する研究

1. 研究の対象

2012 年 1 月～2019 年 12 月に肺癌、胃癌、肝癌、大腸癌、乳癌、子宮内膜癌、前立腺癌と診断され、手術を受けられた方

2. 研究期間

研究期間 : 2024 年 10 月 (倫理委員会承認後) ～2029 年 9 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2024 年 10 月 15 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

セレンは人の生存に欠かせない微量元素であり、体内ではタンパク質と結合した形で存在しています。セレノプロテイン P はそのセレン含有タンパクの一つです。セレノプロテイン P は脳腫瘍の増悪と関与しており、セレノプロテイン P の作用を抑える薬 (抗セレノプロテイン P 中和抗体など) が脳腫瘍の治療として有効である可能性があります。様々な癌でセレノプロテイン P が治療標的となると考えられますが、脳腫瘍以外の癌でのセレノプロテイン P の発現意義は報告されていません。本研究では肺癌、胃癌、肝癌、大腸癌、乳癌、子宮内膜癌、前立腺癌を対象に、セレノプロテイン P が癌の悪性度に関与しているかどうかを明らかにすることを目的とします。

5. 研究方法

本研究では手術によって摘出された各種癌組織を対象として、免疫組織化学 (特定のタンパクを染色する方法) にてセレノプロテイン P の発現を評価します。本研究では既存の病理組織標本を用い、新たに前向きに標本を確保することはありません。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

手術によって摘出された肺癌、胃癌、肝癌、大腸癌、乳癌、子宮内膜癌、前立腺癌の病理組織標本 (顕微鏡診断を行うための標本) をもちいますが、本研究では診断が既に終了・確定した標本を用います。

7. 外部への試料・情報の提供

サンプル、電子データ (エクセル等の集計表)、および写真データ (顕微鏡写真) について、外部に提供することはありません。

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。本研究は当分野の運営交付金を研究費として使用します。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学大学院医学系研究科 病理診断学分野 三木康宏

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

連絡先：022-717-8050

miki@patholo2.med.tohoku.ac.jp

当院の研究責任者：東北大学大学院医学系研究科 病理診断学分野 三木康宏

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合